

北本市国民健康保険税条例の一部改正について（賦課方式及び税率変更）

1 改正の趣旨

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、条例の一部を改定するもの

2 概要

賦課方式を4方式から2方式に変更し、国民健康保険税率を改定する

(1)税率改定

	医療分				後期支援分		介護分	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
改正税率	7.30%	0%	29,900円	0円	2.90%	10,200円	2.20%	14,700円
現行税率	7.50%	15.0%	11,500円	5,000円	3.10%	6,200円	1.90%	12,700円
差	-0.20%	-15.0%	+18,400円	-5,000円	-0.20%	+4,000円	+0.30%	+2,000円

(2)低所得者世帯への軽減額

	均等割額医療分			均等割額後期支援分			均等割額介護分		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減
改正税率	20,930円	14,950円	5,980円	7,140円	5,100円	2,040円	10,290円	7,350円	2,940円
現行税率	8,050円	5,750円	2,300円	4,340円	3,100円	1,240円	8,890円	6,350円	2,540円
差	12,880円	9,200円	3,680円	2,800円	2,000円	800円	1,400円	1,000円	400円

3 近隣自治体の改正状況

自治体	改正時期	改定内容
上尾市	12月議会	既に2方式、税率改正のみ
桶川市	予定なし	既に2方式、改正予定なし
鴻巣市	12月議会	既に2方式、税率改正のみ

4 県内の状況（令和3年度）

2方式	4方式
41市町村	22市町

5 施行期日

施行日 令和4年4月1日